

(規 53～56)

普・運賃

営 業 規 則

第 3 章 旅客運賃・料金

第 2 節 普通旅客運賃

(大人普通旅客運賃)

第 53 条 大人片道普通旅客運賃は、別表第 3 号の定めるとおりとします。

(往復普通旅客運賃または連続普通旅客運賃)

第 54 条 往復普通旅客運賃または連続普通旅客運賃は、次のとおりとします。

- (1) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とします。
- (2) 連続普通旅客運賃は、各区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とします。

(被救護者割引)

第 55 条 第 28 条の規定によって、被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の 5 割を割引します。

(割引乗車券の発売)

第 56 条 第 17 条の規定によって割引の普通乗車券を発売する場合の割引旅客運賃は、監督官庁に手続きのうえ、その都度定めます。